

(案)  
計 画 書

名護都市計画下水道の変更（名護市決定）

都市計画名護市公共下水道「2.排水区域」を次のように変更し、「4.その他施設」にし尿受入れ施設を次のように追加する。

1. 名 称 名護市公共下水道

2. 排水区域

「排水区域は総括図表示のとおり」

(備考) 面積 約 1,220ha (うち処理区域 約 1,220 ha )

4. その他施設

名 称	位 置	備 考
名座喜原中継ポンプ場	名護市字宮里名座喜原	約 380 m <sup>2</sup>
港中継ポンプ場	名護市港2丁目	約 300 m <sup>2</sup>
名護下水処理場	名護市港2丁目	約 26,100 m <sup>2</sup>
し尿受入れ施設	名護市港2丁目（名護下水処理場内）	し尿処理機能追加 約 570 m <sup>2</sup>

【区域は計画図表示のとおり】

変 更 理 由

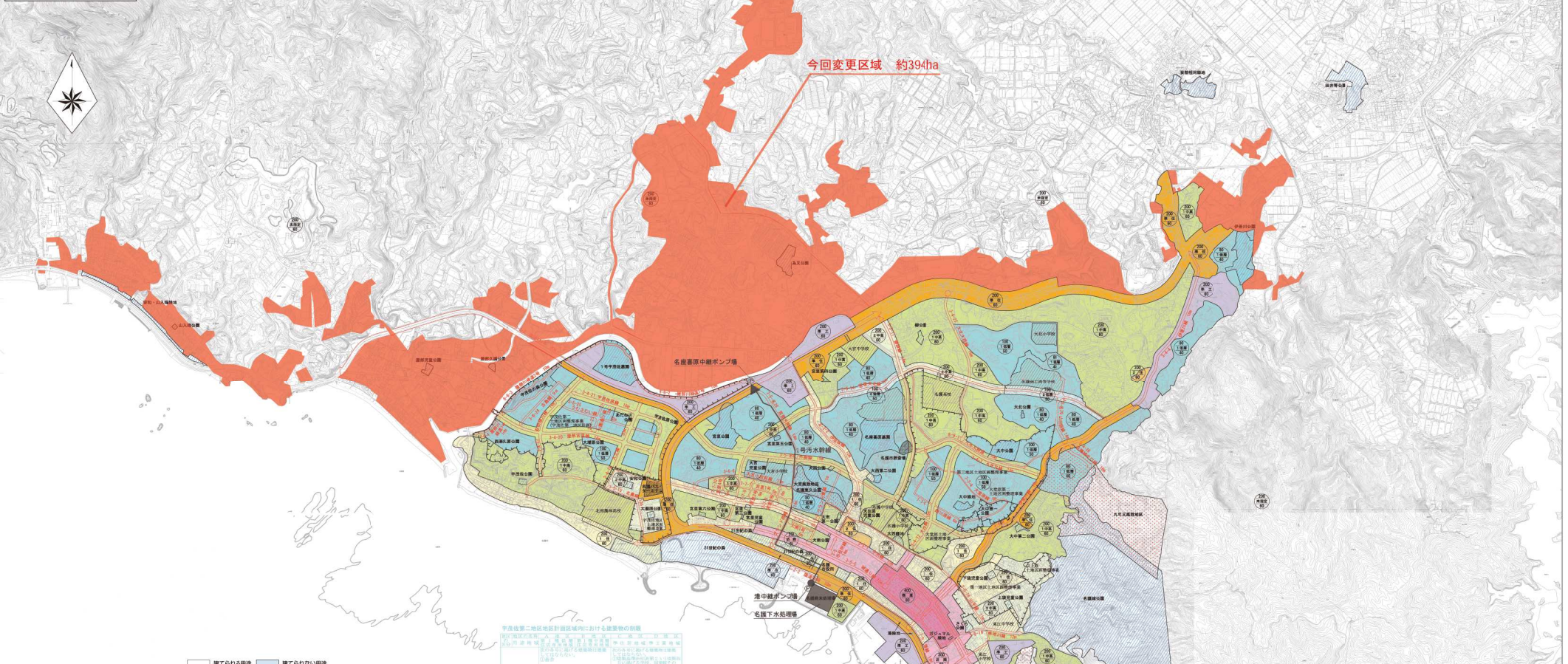
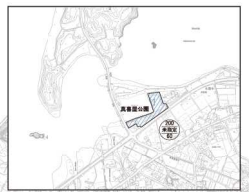
本市の下水道事業は、公衆衛生の向上と公共水域の水質保全を目的に、昭和49年に都市計画決定され、現在まで765haの都市計画法事業認可を得て、今日まで市街地の整備を進めているところである。

近年、用途未指定地域での宅地開発及び宿泊施設等の建築が進み、それらの地域発展に伴い生活排水等の増加が予想されることから、生活環境の改善、水質保全等に努めるべく、排水区域の拡大を行うものである。

また、名護市衛生センターにおいては、1市3村(名護市、国頭村、東村、大宜味村)からし尿及び浄化槽汚泥を受け入れているが、昭和48年の供用開始から49年が経過しており、施設の老朽化が進み更新時期にきている。更新の方針を検討した結果、汚泥処理全般の効率化を図るため、下水道とし尿及び浄化槽汚泥等の処理を一元化することが最も合理的であったため、名護下水道処理場内にし尿受入れ施設を建築し、名護下水処理場へ投入することとする。



名護都市計画の変更  
(名護市決定)  
名護市公共下水道(汚水)  
総括図  
縮尺 1:10,000 (A1) 全体2葉のうち1号  
1:20,000 (A3)



### 凡例

記号	説明	等高線の表示の程度
(Blue line)	第一種低層住宅専用線区	10m以下
(Green line)	第二種低層住宅専用線区	12.5m以下
(Light green line)	第一種中高層住宅専用線区	
(Yellow line)	第二種中高層住宅専用線区	
(Pink line)	第一種住居地域	
(Orange line)	第二種住居地域	
(Light purple line)	準住居地域	
(Light blue line)	店舗商業地域	
(Yellow-green line)	工業地域	
(Light blue line)	水産用地	
(Light purple line)	防災地域	
(Light green line)	公園及び緑地	
(Light blue line)	施設地区	
(Light purple line)	学校	
(Light blue line)	土地区調整区域	
(Light purple line)	その他の都市施設	
(Red line)	起点・終点	
(Red line)	都市計画道路	

1) については、一定範囲以下のものに限り適用可能。  
2) については、当該用途に付する建築物の面積が200㎡以下のものに限り適用可能。  
3) については、当該用途に付する建築物の1,000㎡以下のものに限り適用可能。  
4) については、当該用途に付する建築物が1,000㎡以下のものに限り適用可能。

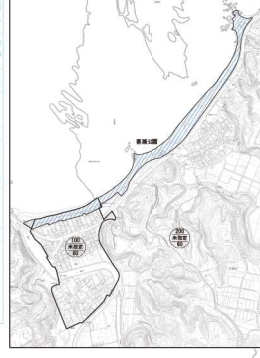
用途	第一種	第二種	第三種	第四種	第五種	第六種	第七種	第八種	第九種	第十種
住宅	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
店舗	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
工業	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
水産	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
公園	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
施設	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
学校	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
調整	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
その他	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○

第三種第一地区計画区域における建築物の用途

本計画区域における建築物の用途は、本計画区域の用途指定区域ごとに定められた用途に制限され、当該用途指定区域ごとに定められた用途以外の用途に建築物を建築することはできない。

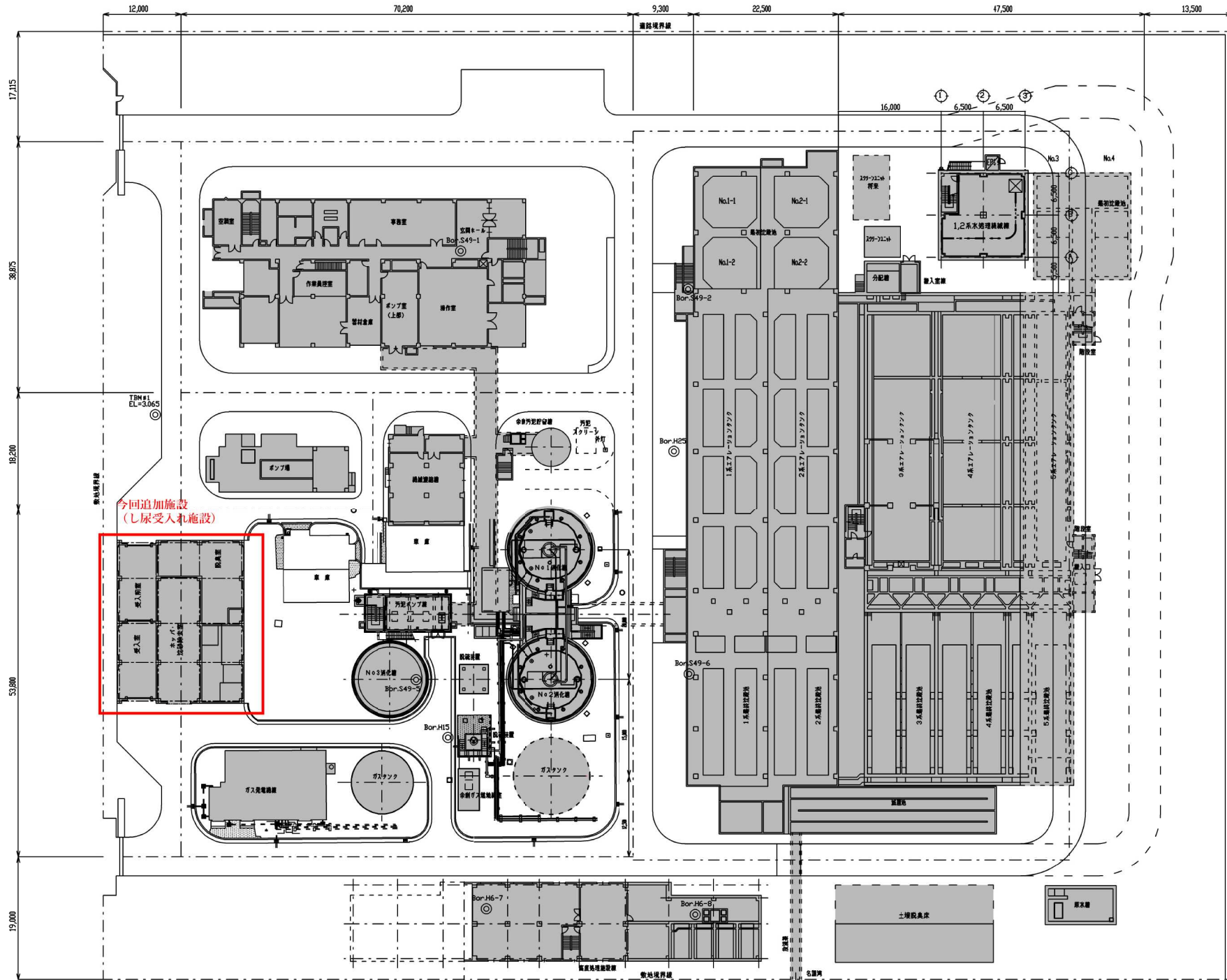
ただし、本計画区域の用途指定区域ごとに定められた用途に制限されず、本計画区域の用途指定区域ごとに定められた用途以外の用途に建築物を建築することができる。

なお、本計画区域の用途指定区域ごとに定められた用途に制限されず、本計画区域の用途指定区域ごとに定められた用途以外の用途に建築物を建築することができる。



### 総括図 凡例 (汚水)

記号	説明
(Blue line)	排水区線
(Blue line with arrow)	汚水幹線
(Blue line with arrow)	配管線
(Blue line with circle)	ポンプ場
(Red area)	排水区域
(Red area)	今回変更区域



今回追加施設  
(し尿受け施設)



凡 例	
[Grey Box]	事業計画(既計画)

一般平面図 S=1/300

直轄使用した水準点	〈両左〉 標高	基準となる水準点	測 量
一帯水準点 9668-1	TP +28268 m	一帯水準点 9668-1	1999年 11月 19日

施設名	名護市公共下水道事業計画	縮尺	1/300
図面名称	一般平面図	図面種別コード	Z101
編成年月	令和3年 12月	業務委託番号	
設計管理		図面番号	D-2
受託業者	オリジナル設計(株)		